

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年 6月27日
【会社名】	新光商事株式会社
【英訳名】	Shinko Shoji Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 達哉
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目 2番 2号
【電話番号】	(03) 6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 正木 輝
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目 2番 2号
【電話番号】	(03) 6361-8111
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 取締役 正木 輝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【提出理由】

令和元年6月26日開催の当社第66期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和元年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案>

第1号議案 取締役11名選任の件（社外取締役2名含む）

取締役として、北井暁夫、小川達哉、稲葉淳一、正木輝、弓削文孝、細野克宏、宮澤清高、大浦俊夫、吉池達悦、一色修志および小林克衛を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

石原敏彦を監査役に選任する。

第3号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の会社法改正（責任限定契約を締結できる範囲の変更）に伴い、定款の取締役および監査役の責任限定契約の締結できる範囲を変更する。

<株主提案>

第4号議案 監査役1名選任の件

橋本和夫を監査役にする。（理由：当社は天下りが不法行為を勝手にやる。このままでは潰れる）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案				（注）1	
北井 暁夫	149,753	21,744	-		可決 87.3
小川 達哉	150,584	20,913	-		可決 87.8
稲葉 淳一	157,800	13,697	-		可決 92.0
正木 輝	157,802	13,695	-		可決 92.0
弓削 文孝	157,802	13,695	-		可決 92.0
細野 克宏	157,802	13,695	-		可決 92.0
宮澤 清高	157,802	13,695	-		可決 92.0
大浦 俊夫	158,138	13,359	-		可決 92.2
吉池 達悦	155,682	15,815	-		可決 90.8
一色 修志	170,120	1,377	-		可決 99.2
小林 克衛	170,118	1,379	-		可決 99.2
第2号議案				（注）1	
石原 敏彦	136,983	34,514	-		可決 79.9
第3号議案	171,366	131	-	（注）2	可決 99.9

<株主提案（第4号議案）>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第4号議案 橋本 和夫	4,276	167,221	-	(注)1	否決 2.5

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、会社法上、第1号議案から第3号議案までは可決されるための要件を満たし決議が成立したこと、第4号議案については可決要件を満たさず否決されたことが明らかになったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上